

市第 136 号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年 3 月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 上飯田西公園の項を削る。

別表第 2 の 2 中

泉が丘公園（分区園に限る。）
上飯田西公園（プール及び子供用プールに限る。）

を

泉が丘公園（分区園に限る。）

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

上飯田西公園について、公園の有料施設を廃止する等のため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第1（第7条第1項）

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
(省 略)	
上飯田西公園	プール 子供用プール
(省 略)	

別表第2の2（第16条第1項、第28条の2第1項及び第5項）

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市泉区
泉が丘公園（分区園に限る。）	
上飯田西公園（プール及び子供用プールに限る。）	
(省 略)	